

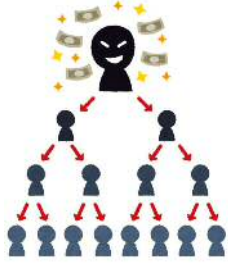
# 多賀城市消費生活 かわら版

第18号

マルチ商法には「注意」ください  
友人に誘われても断れますか？

## マルチ商法ってなあに？

マルチ商法とは、商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法です。



実際は、販売組織の会員となっても成果をあげられず、結果的に借金を抱えてしまいます。また、借金を減らすために必死に誘うことで自身が加害者になり、友人を失うことも多くあります。

## 最近の傾向



最近のマルチ商法では、仮想通貨に関する投資の相談が増えています。SNSで知り合った人や大学の友人から「儲かる」「人に紹介すれば収入になる」と、仕組みがわからないままに勧誘され、契約書も渡されず契約しています。事業者に解約や返金を求めても交渉が難しいというケースが多くみられます。また、契約先が海外事業者の場合、日

## トラブルに繋がる問題点

本の法律ではなく事業者が所在する外国の法律に準拠する」などと主張し、クーリング・オフや解約に応じないケースもあります。

- ① 友人や知人から誘われ、断り切れずに契約した。
- ② 借金をして契約した。
- ③ 人に紹介すれば報酬を得られることばかり強調されて、仕組みを理解することが困難。
- ④ 解約や返金を求めようとしても連絡先がわからない。
- ⑤ 海外事業者の問い合わせ窓口が国内になかったり、日本語で対応していない。



## 被害にあわないためのアドバイス

① 友人や知人から勧誘されても、きっぱり断りましょう。

- ② 安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう。
- ③ 簡単にもうかる等の説明をうのみにせず、書面等で契約内容をきちんと確認しましょう。
- ④ 実態や仕組みが分からない場合は契約しないようにしましょう。
- ⑤ 事業者の信憑性や連絡先などをしっかり確認しましょう。
- ⑥ 海外事業者の場合は、問い合わせ窓口の有無や日本語対応しているか等を事前に確認しましょう。
- ⑦ 不安な場合やトラブルになった場合は、すぐに市民相談室にご相談ください。



多賀城市消費生活相談窓口（市民相談室） 市役所2階  
電話：022-368-1141 内線237・238

市木・さざんか

- 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）  
午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。  
お気軽にご相談ください。  
秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、  
宮城県消費生活センターを  
ご利用ください。  
受付時間：午前9時～午後4時  
電話：022-261-5161

身に覚えのない請求  
が来たり、消費生活  
で困ったら、ご相談  
ください。

